

難民高等教育プログラムに関するFAQ

UNHCRは多くの難民が、コミュニティにおける貴重な人材となる可能性を秘めていると考えています。難民高等教育プログラムは日本社会に暮らす難民に平等な機会を提供し、難民であるという背景や言葉の壁などが原因で、十分な権利や利益を受けていない方々が、自分の力で生活していくことのための土台を提供することを目的としています。

難民やこのプログラムにご関心のある大学関係者の方々から、よく寄せられる質問と回答を以下に記載します。

Q1. 「難民高等教育プログラムとはどのようなプログラムですか？」

難民高等教育プログラム（以下「プログラム」とする）とは日本の諸大学の協力の下、UNHCRによって設立された奨学金プログラムです。当プログラム選考委員会によって推薦が適当と見なされ、4年間の学部教育へのアクセスのない方に提携大学による教育の提供を行うことを目的としています。現在、日本に滞在する多くの難民が経済的理由などから、高等教育をあきらめざるを得ない状況にあり、その結果、極めて雇用機会が限定されていると報告されています。当プログラムは、これらの難民に教育の機会を提供すると同時に、日本や国際社会において貢献できるだけの資質を獲得する機会を与えるものです。毎年所定の選考後、UNHCRは最大7名の難民を提携大学に対して推薦します。

Q2. 「どの大学へ応募できますか？」

2015年6月現在、難民高等教育事業に参加している大学は関西学院大学、青山学院大学、明治大学、津田塾大学の4校で、各校の最大対象人数は以下の通りです。

関西学院大学 3名（日本語で学位取得を目指す者2名及び英語で学位取得を目指す者1名）

青山学院大学 1名（日本語履修者1名）

明治大学 2名（日本語もしくは英語履修者2名）

津田塾大学 1名（女性を対象とする。日本語履修者1名）

Q3. 「1つ以上の大学を希望することができますか？」

推薦を受ける目的でUNHCRに出願する際に1つ以上の希望大学を出願書に記載することは可能ですが、選考された対象者の推薦は一校に対してのみ行いま

す。また、試験の日程が重複するため日本語履修と英語履修を併願することはできません。

Q4. 「私は大学の授業を聞いてわかるほど日本語に自信がありません。英語の授業だけを受けて卒業することはできますか？」

関西学院大学国際学部および明治大学国際日本学部では英語での授業を行っています。英語で学位取得を目指す学部への推薦を希望する方は、関西学院大学国際学部または明治大学国際日本学部の学部案内を確認のうえ、希望学部への応募をご検討ください。

Q5. 「誰が応募できますか？」

下記のすべての資格を有する者に応募資格があります。

- 日本政府より難民として認められた方、又は国際保護が必要であると認められた方であり、かつ、同国法務省により在留資格を付与されている方
- 外国若しくは日本において初等・中等教育にあたる12年の課程を修了した方、または、入学しようとする年の3月までに修了見込みの者又はこれらと同等以上の資格があると受け入れ大学が認めた方
- 経済的な理由（生活が困窮しているため）等により日本における高等教育の修学が困難な方
- プログラムの趣旨を理解し、学業に専念する強い意思を有する者であり、原則として学部科目を良好な成績で最長4年間履修できるとみなされる方
- 大学の授業を受けるのに必要かつ十分な学力、及び日本語（N1程度）又は英語能力（国連英検A級程度）を有する者
- その他大学の定める出願資格を有していること（募集要項を参照）

Q6. 「奨学金申し込みに年齢制限はありますか？社会人も応募できますか？」

難民高等教育プログラムに年齢制限はありません。社会人も応募できます。これまでも、様々な年齢の方々が本事業を通じて高等教育を受けています。

Q7. 「私は難民として日本へ来ましたが、帰化して日本人になりました。このプログラムに応募はできますか？」

日本国籍をお持ちの方は応募ができません。本奨学金制度は日本人を対象にした国内向けまたは留学生向けの奨学金制度への応募資格がない難民の方々に教育機会を提供するものです。

Q 8. 「私の親は難民です。難民の子供は応募ができますか？」

難民の子弟の方も応募することができます。面接の際に、難民の背景を持つことによって、社会・経済的な困難に直面している経緯について伺います。合わせて難民の子弟の方は、ご家族の難民の身分に関する証明書の写しに合わせて外国人住民登録書など家族関係を示す地方自治体発行の書類を提出していただきます。

Q 9. 「難民申請中ですが、この奨学金に応募はできますか？」

本事業は日本に在留する難民の方を対象にしているため、応募するためには日本政府により難民であると認定されていること、または国際保護が必要であると認められていること、そして、日本での在留資格があることが条件です。

Q 10. 「出身国において学校教育を受けましたが、本国から書類を取り寄せることができなため証明ができません。どうしたらよいですか？」

難民という特定の背景を持っていることが理由で、所持品なしに日本に逃れてきた方の場合、大学出願に必要な書類を持っていないことも考えられます。1982年に文部省から大学に出された通知¹には「出身国に所在する学校から卒業証明書等を取り寄せることが困難な認定難民は、証明書の代わりとして難民認定申請書の関係部分又は定住許可申請の際の履歴書と同一の事項を記載した書類を提出することができる」とされています。プログラムの提携大学は政府がとるこの立場に基づいて、難民の入学資格を考慮しています。UNHCR と提携大学は同通知を踏まえて、当プログラムの対象者の選考と、その学歴がパートナー大学において教育を受けるに相応しいものかを判断しています。

Q 11. 「応募手続きを教えてください」

以下がおおまかな選考の流れですが、年度ごとに手続きの詳細は変わります。UNHCR 駐日事務所のホームページを年度ごとに必ずご確認ください。

選考のながれ

- 1) 募集要項公開 毎年 6 月頃
- 2) 応募受付期間 毎年 7 月初旬～8 月初旬
- 3) 応募締切 毎年 8 月頃
- 4) 選考内容 書類選考、筆記試験、及び面接を含みます。

¹ 文部省（現文部科学省）通知「認定難民等の大学及び大学院入学資格の確認方法について」（昭和 57 年 2 月 12 日大学局長通知 第 34 号）

① 書類選考:

応募受付: 毎年 7 月頃～8 月頃 (書類は指定期日必着)

② 筆記試験:

日時: 毎年 9 月初旬 (予定)

場所: 応募状況により、関東と関西圏の、二箇所で行う予定です。

試験内容: 筆記試験は、日本語または英語の試験、及び小論文を含む予定です。

③ 面接:

日時: 毎年 9 月中旬 (予定)

場所: 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

Q 1 2. 「推薦される学生はどのように決まるのですか？」

被推薦者の選考は UNHCR、教育機関、難民支援機関、および語学学校関係者 (予定) から組織される選考委員会が行います。難民の背景が理由で直面する社会・経済的な困難や志望動機などについてお話を伺い、学力や語学力などと合わせて総合的に判断します。選考委員会からの推薦後、入学に関する最終決定は、各受け入れ大学が行います。

Q 1 3. 「奨学金には何が含まれますか？」

奨学金の支給の可否や、その金額などは、受け入れ校の規定に基づき決められます。原則、当プログラムから推薦された難民は、4年間の就学期間に、該当大学において卒業要件とされる全ての課程や試験を修了しなければなりません。条件を満たす学生が就学するに当たって4年間に支払うべき授業料や諸費用は大学側の負担となります。また各大学の判断で大学による学生援助手当てなどが、毎月支給されます。(金額や条件などは各大学によって異なります)。

Q 1 4. 「これまでに何人がこの奨学金の対象となりましたか？」

2007年から2015年4月まで、実際に32名の難民が高等教育を受け、2015年3月までに16人が卒業しています。

Q 1 5. 「卒業生の進路を教えてください。」

卒業生の進路は企業への就職、大学院進学、起業と様々です。また、在学中に難民学生に対して有力企業やいくつかの団体・機関からインターンシップの受け入れ申請や支援プログラムが提供されることがあります。このような機会を通じて、難民学生は労働市場へのアクセスし雇用機会を増やすことが可能となります。

Q16. 「入学後のサポートはありますか？」

本事業のパートナー大学のなかには、外国からの生徒に対して学生によるチューター制度やメンター制度を設けている大学もあり、難民学生もこれらの制度による支援を受けています。また、2014年度よりスクールカウンセラーによる当プログラム対象学生への定期的な支援も行われています。

参考資料

選考基準について

- ・ **難民であること**：日本政府から難民、または国際保護が必要であると認められていること。あわせて、同国法務省により在留資格を付与されている者。
- ・ **社会経済的ニーズ**：難民である事情から生じる経済的理由により学業継続に支障をきたし、高等教育の費用を賄うことの出来ないことと選考委員会に認められる者。出願に際し、家計支持者（保証人）や世帯全体の年収、生活保護または奨学金受給の有無など、家計状況にかかる書類の提出が求められる。
- ・ **入学資格**：外国若しくは日本において学校教育における12年の初等・中等教育課程、またはそれに準ずる教育を修了していること。或は、入学しようとする年の3月までに修了見込みであること。難民である事情から生じる理由により出身国において教育を受けたことを証明することができない場合、これらと同等以上の資格があると各大学が認めること。
- ・ **日本語の能力**：一般的に、日本で高等教育を受けようとするものは日本語能力試験1級程度を有していることが求められている。本事業を通じて受験をする難民学生は、UNHCRと協力関係にある日本語学校が当プログラムの目的で製作・実施する日本語能力試験1級と同等レベルの試験を受けること。
- ・ **英語の能力**：本事業を通じて受験をする難民学生の中で、英語で高等教育を受けることを希望する者は、国連英検準A級程度を有していることが求められる。難民高等教育事業が当プログラムの目的で製作・実施する同等レベルの試験を受けること。
- ・ **基礎学力**：学部を卒業するために必要なレベルの学力を有していること。一

一般的に、日本において高等教育を受けようとする者でかつ日本国籍を持たない者は、日本の大学等で必要とする基礎学力の評価を求められる。難民学生の場合、2015年度より日本留学試験の受験及び成績書提出の必要がある。日本国内の中学校及び高等学校または中等教育学校で教育を受けた被推薦希望者については各大学によって条件が異なる。